

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月10日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

(1) 横浜市立矢向小学校 給湯器入替工事(1台のみ)

2 履行(納品)場所

鶴見区矢向3丁目8番1号
横浜市立矢向小学校

3 契約日

令和7年1月9日

4 履行日又は履行期

間令和7年3月1日

5 契約金額

586,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区伊勢町3丁目148番地
東京ガス横浜中央エネルギー(株)

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

矢向小学校給食室給湯器の不良改善のため、給湯器の更新を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

施設点検業者であり、給湯器の更新作業が可能な業者であったため選定しました。

9 所管課

横浜市立矢向小学校